久保山 直氏 EY税理士法人 アソシエートパートナー

持続的経営と税(6)

各国の税制のずれを利用した多 国籍企業の税逃れを防ぐため国際 課税ルールを見直す「税源浸食と 利益移転 (BEPS) プロジェク ト」に対応して、移転価格税制の 運用の見直しが始まっている。

移転価格税制とは、多国籍企業 がグループ会社間の海外取引価格 を操作して法人税率が低い国に所 得を移す租税回避行為を防ごうと する税制である。

移転価格は企業グループ内の取 引価格を指し、移転価格税制では 海外関連企業との取引価格を通常 一般的な取引価格(独立企業間価 格)で行われたものとみなして課 税所得を計算する。だが、類似企 業が設定する価格情報は簡単には 入手できないのが現実だ。

代表例がノウハウ (無形資産) に関する取引である。他社にはな いノウハウは競争力の源泉となる が、それだけに類似するノウハウ をもつ他社は見つけにくく、他社 のノウハウ情報の入手も難しい。 独立企業間価格の設定はしづらい 面があり、一部の国の税務当局で は移転価格税制は運用が難しく納 税者との間で紛争が生じやすい税 制と捉えられた。

BEPSに対応するため、まず 移転価格税制に関する各国税務当 局間での情報共有が進められた。 「СЬСレポート(国別報告事項)| 、グループの活動に関する「マスタ ーファイル(事業概況報告事項) 人 「ローカルファイル(独立企業間価 格を算定のための書類) の3種類 の文書化制度である。日本では 2016年以降に導入された。

CbCレポートは、財務データ など企業の国別の活動状況に関す る情報を記載する。租税条約によ る情報交換制度を通じて、グルー プ会社の居住地国の税務当局に提 供される。各国は企業のグローバ ルな活動の財務情報を同一の形式 で入手・検討できるようになり、 一部企業による行き過ぎた租税回 避行為を防ぐのに役立てられる。

さらにBEPS第1の柱では、 一定の機能を有する販売会社に対 しては移転価格税制上のあるべき 利益水準を国際ルールで決めてし まおうとする「利益B」という制 度の導入を予定している。

税務当局にとっては事務運営の 簡素化につながるが、企業には適 用対象となるかどうかの検討や、 設定される利益水準に実際の販売 活動をどう近づけるかといった新 たな課題が生じることになる。

BEPSへの対応が世界で進ん でいる。税務当局は多くの情報が 入手可能となる。移転価格に関す るルールも一部変わろうとしてい る。BEPSの潮流の中、企業側 にも移転価格税制に関する考え方 や行動に変化が求められている。



くぼやま・ま さし 経済のデ ジタル化に伴う 税制上の課題へ の対応(BEP S 2.0) に関す るサービスチー

ムのメンバー。日系多国籍企業に 対するBEPS 2.0 (第2の柱) 税務対応支援サービスや移転価格 税制コンサルティングに従事。

移転価格税制とは

- 移転価格税制は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止する税制
- 所得配分の適正化に当たり、関連企業との取引に係る取引価格を 「独立企業間価格(ALP)」で行われたものとみなして所得を計算

移転価格の考え方

親会社製造品を販売 子会社を通じて市場 に販売するケース

立局 企力 親会社の利益 間え価る 価

親会社のR&Dコスト

親会社の製造コスト

海外子会社の販売コスト 海外子会社の利益

二重課税の発生 -プ内の同一所得 に2カ国で課税

納税 者の 移 転 価格